つちはし事務所通信

5 May 2026

発行：つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815　徳島市助任橋 3-3-1　田村ビル
TEL 088-611-5558　　FAX　088-611-5580
Email：sr@tsuchihashi-siki.com

発行日： 2026

助成金　「業務改善助成金」を活用した賃金引き上げと生産性の向上に取り組みませんか

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を 50 円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部が助成される制度です。毎年秋に発効される地域別最低賃金に合わせて事業場内最低賃金を引き上げ予定の場合は、申請を検討してはいかがでしょうか。

「業務改善助成金」制度の概要について

□ 対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金が令和 8 年度地域別最低賃金未満であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

★事業場内最低賃金の(**50 円以上**)引き上げ計画、設備投資等の計画を立て、事業場ごとに申請

★交付決定後に計画通りに事業を進め、事業の結果を報告

□ 対象となる設備投資など

経費区分	対　象　経　費　の　例
機器・設備の導入	・POS レジシステム導入による在庫管理の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客情報のシステム化

□ 助成金の額

［生産性向上に資する設備投資等にかかった費用］ × 助　成　率 と ［助成上限額］ のいずれか安い方の金額

助成金の上限：40～600 万円　　**対象労働者：週所定労働時間 20 時間以上の雇用保険加入者**

㊟助成額の上限は、引き上げる最低賃金額、引き上げる労働者の人数、事業場規模によって変わります。

㊟全ての労働者の賃金を新しい事業場内最低賃金以上まで引き上げる必要があります。

※助成率は、申請を行う事業場の引き上げ前の事業場内最低賃金によって変わります。

1,050 円未満⇒4/5　　1,050 円以上⇒3/4　　**物価高騰等要件に該当する事業主はパソコン等も対象**

申請期間：令和 8 年 9 月 1 日～申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年 11 月 30 日のいずれか早い日

賃金引上げ期間：令和 8 年 9 月 1 日～申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日

事業完了期限：交付決定年度の 1 月 31 日

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

徳島県賃上げ応援サポート事業について

① 国の「業務改善助成金」の上乗せ助成

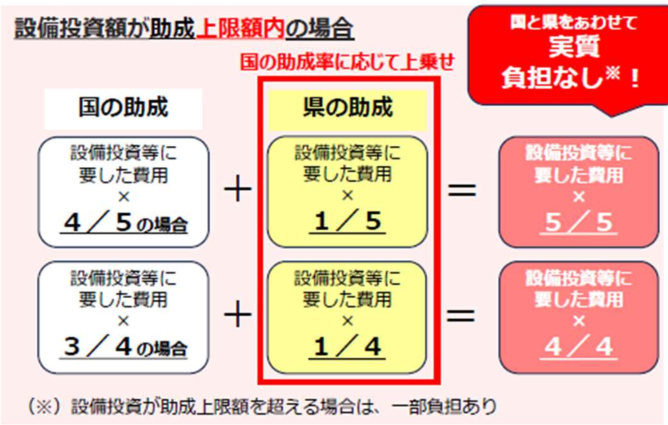

② 国の助成金の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用補助

【対象となる助成金】

（ア）　国の「業務改善助成金」

（イ）　国の「キャリアアップ助成金」

※「社会保険適用時処遇改善コース」及び「短時間労働者労働時間延長支援コース」が対象です。他のコースは対象ではありません。

申請受付期限：令和 9 年 3 月 1 日
書類提出・問い合わせ先
徳島県魅力ある職場づくり事務局
088-602-1431

★今年も最低賃金の大幅な引き上げが予想されます。業務改善助成金は、申請期限が短くなっています。設備投資を検討している場合はお早めにご準備ください。

助成金　「職場環境の悩み」、徳島県が支援します！魅力ある職場環境整備補助金

県内の中小企業や個人事業主が就業規則の整備や、働きやすい施設・設備の導入、デジタル化などを支援する補助金が開始されます。確認しておきましょう。

「魅力ある職場環境整備補助金」の概要

対象事業者
徳島県内に事業所を有する中小企業者、個人事業主（医療法人や社会福祉法人等も含む）。
事業完了日までに、就業規則等が整備されていること。※労働関係法令の基準を上回る制度等の整備が必要

① 魅力ある職場づくりに資する就業規則等の整備
内容： 子の看護休暇、テレワーク、時間単位の年休、ハラスメント防止規定、諸手当の整備など。
補助経費： 社会保険労務士等への委託報酬。
補助率： 1/2 以内（従業員 10 人未満の場合は 2/3 以内）。
上限額： 10 万円（基準を上回る制度を 2 つ以上行う場合は 20 万円）。

② 快適な職場環境の施設設備等の整備（ハード事業）
内容： 男女別トイレ、休憩・更衣室、エアコン、パワーアシストスーツ、テレワーク用 LAN 配線工事など。
補助経費： 工事請負費、設備機器導入費（5 万円以上）、物品購入費など。
補助率： 1/2 以内。
上限額： 150 万円（県の「はぐくみ支援企業」かつ「がん検診受診促進事業所」の場合は 200 万円）。

③ 労務管理用ソフトウェア等のシステムの導入
内容： 手書きやエクセルでの管理をデジタル化するための労務管理システム。
補助経費： ソフトウェア等の導入経費。
補助率： 1/2 以内。　上限額： 10 万円（基準を上回る制度を 2 つ以上整備している場合は 20 万円）。

④ 外部専門家によるコンサルティング（②・③と併用）
内容： ハード整備やシステム導入を推進するための専門家相談。
上限額： 10 万円（1 事業者 1 回まで）。

募集期間
募集開始　令和 8 年（2026 年）4 月下旬
ハード事業（施設設備等）： 令和 8 年 8 月 31 日（月）まで（締切が早いため注意）。
就業規則・システム導入： 令和 8 年 12 月 21 日（月）まで。
実績報告期限： 令和 9 年 1 月 29 日（金）まで。※予算上限に達した時点で受付終了となります。
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/rodokankei/7310600/

あとがき つちはし事務所より

- 今年４月１日からは子ども子育て支援金制度の創設が話題となりましたが、実は高齢者に向けた法改正も４月１日からスタートしています。今年４月１日施行の改正労働安全衛生法では、高年齢労働者の特性を踏まえた作業環境の改善や作業管理の配慮が企業の努力義務となりました。背景には定年延長や再雇用などで、職場の中で高年齢労働者が増えるにつれ、労働災害が増加しているという問題があります。
- 今月紹介した徳島県の「魅力ある職場環境整備補助金」では、職場の段差解消やパワーアシストスーツの購入など、安全安心の基盤整備に向けた取り組みについても対象となっています。努力義務とはいえ、万一事故が起きた場合は会社の責任を問われますので、この際、補助金を利用して高齢者が安心して働ける職場環境を整備することもお勧めです。
- 補助金を利用するには、法律で義務付けられている基準を上回る制度を、就業規則等で１つ以上整備していることが条件となります。どのような制度を導入するのがいいのか、就業規則についてのご相談は、つちはし事務所までお気軽にお問い合わせください。施設整備等事業の募集期間は８月 31 日までと短いので、ご相談はお早めにお願いします。
- また、昨年６月１日より義務化された職場の熱中症対策についても、この補助金は力になってくれそうです。スポットクーラーの導入や遮熱塗装の塗布などもOK。ただし、エアコンの導入についてはいくつか条件がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

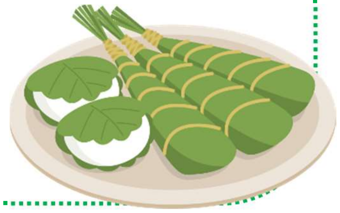

発行：つちはし社会保険労務士事務所　TEL 088-611-5558　FAX 088-611-5580